

平成 20 年 3 月 7 日

金融庁検査局総務課 御中

全国銀行協会  
業 務 部

「金融検査マニュアルの一部改訂（案）の公表について」 に対する  
意見書の提出について

平成 20 年 2 月 21 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと  
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ  
げます。

以 上

「金融検査マニュアルの一部改訂（案）の公表について」に対する意見等

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業金融公庫の「挑戦支援資本強化特定制度」以外の借入金では、どのような要件を満たせば「十分な資本的性質が認められる借入金」と認められるのか、具体的な融資条件等をお示しいただきたい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業規模(中小・零細、中堅・大企業、大企業子会社、第3セクター等)、信用状況(正常先、要注意先、破綻懸念以下先)、資金使途(既存借入のシフト含む)等による適用制限があるのか確認したい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「挑戦支援資本強化特定制度」以外の既存借入を本件適用融資にシフト（借換）した場合、債務者区分を「要注意先（要管理先）」から「正常先」に変更することは認められるのか確認したい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「十分な資本的性質が認められる借入金」と現行の金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に記載されている「資本的劣後ローン」との関係を示していただきたい（資本的な性質を有する劣後ローンという点で共通するが、両者は別のものであり、取扱いも異なるという理解でよいか）。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「十分な資本的性質が認められる借入金」を自己資本とみなすことができるのは、債務者区分の検討における「債務者の実態的な財務内容の把握」に限定されたものであり、「貸出条件緩和債権の判定」および「貸倒引当金の算定」等については、通常の貸出金と同様に取り扱うという理解でよいか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既に自行と融資取引のある要注意先に対し、「十分な資本的性質が認められる借入金」で新規の貸出金（ニューマネーの供給）を実行した場合は、貸出条件緩和債権に該当しないとの理解でよいか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」以外で、「十分な資本的性質が認められる借入金」を民間金融機関で取扱った場合、当該借入金であることを他行ではどのようにして認識するのか、等の具体的な運用方法についてもお示しいただきたい。</li></ul>

以 上